

令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査結果の概要

令和3年12月22日
鳥取県監査委員

鳥取県監査委員は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び監査意見を、財政的援助団体等監査結果報告書（以下「監査結果報告書」という。）に取りまとめ、知事及び関係機関に提出するとともに、令和3年12月22日付けの鳥取県公報により公表します。その概要は下記のとおりです。

なお、この監査結果については、とりネットのホームページに掲載します。

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kansa/>)

監査委員：桐林^{きりばやし} 正彦、山根^{まさひこ} 朋洋、奈良井^{やまね} 恵、福田^{ともひろ} 俊史^{ならい} 恵、福田^{めぐみ} 俊史^{ふくた} 俊史^{しゅんじ}

記

1 監査対象団体及び監査実施団体

令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定した監査実施期間の大半において同感染症対策として非接触型勤務の徹底が求められたことから、監査の実施団体数を当初計画していた29団体から9団体（うち3団体を書面監査）に変更して実施した。

監査対象団体数及び監査実施団体数

[]は前年度、（ ）は当初計画

区 分	監査対象団体の数	監査実施団体の数
出 資 団 体	31 [32]	6 [10] (13)
指 定 管 理 者	13 [12]	0 [4] (5)
補助金等交付団体	232 [202]	3 [16] (11)
合 計	276 [246]	9 [30] (29)

注) 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(参考) 当初の監査実施団体選定の基準

出 資 団 体	県が、資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人について監査対象とし、原則として3年に1回実施。 ただし、指定管理者となっている団体については、2年に1回実施。
指定管理者	県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体について監査対象とし、原則として3年に1回実施。
補助金等交付団体	県が、原則として、国の補助事業と県の単独事業を合わせ全体として補助金等を1,000万円以上交付している団体又は県の単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体について監査対象とし、その中から抽出して実施。

注) 「補助金等」とは、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助をいう。

2 監査実施期間

事務監査：令和3年6月11日及び同年9月13日から同年10月22日まで

本監査：令和3年7月6日及び同年10月1日から同年11月2日まで

3 監査の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものについて、監査委員の協議により、次のとおり処置することを決定した。

(1) 処置の件数

(単位:件、(団体))

区 分	勸告	指摘	注意	合計	監査実施 団体数
令和2年度決算に係る監査結果	0(0)	1(1)	23(6)	24(6)	9
令和元年度決算に係る監査結果	0(0)	10(6)	71(23)	81(24)	30
平成30年度決算に係る監査結果	—	4(2)	92(23)	96(23)	30
平成29年度決算に係る監査結果	—	10(6)	84(27)	94(29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	—	6(4)	63(21)	69(21)	39

(注1) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(注2) 勸告は、平成29年の地方自治法の改正により令和2年4月(令和元年度決算)から適用された。

(2) 処置の内容

ア 勸告

該当事項なし

イ 指摘

不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くものと認めた**指摘事項**については、その内容、監査実施団体名及び所管課名を監査結果報告書に掲載し、鳥取県公報等に公表した。また、関係する部局長に対して、今後適切な取扱い又は改善を行うこととともに、該当する団体の長に改善を促すことを文書により通知した。

ウ 注意

不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なものとして認めた**注意事項**については、関係する部局長に対し、是正し又は注意することとともに、該当する団体の長に改善を促すことを文書により通知した。

監査処置基準(抜粋)

処置区分	処置の事案
勸告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
指摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの

○ 処置の事項別内訳

区 分	2年度決算に係る監査結果			元年度決算に係る監査結果			30年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	0	0	0	1	1	0	1	1
収 入	1	0	1	2	1	3	1	4	5
支 出	0	3	3	1	3	4	1	5	6
契 約	0	12	12	3	39	42	1	22	23
補助金	0	2	2	0	15	15	0	20	20
工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財 産	0	0	0	1	9	10	0	4	4
その他	0	6	6	3	3	6	1	36	37
合 計	1	23	24	10	71	81	4	92	96

○ 指摘事項（1件）の内訳

区 分	件数	事 由	指摘の対象
収 入	1	使用料減免手続の不適正	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
合 計	1		1団体

【指摘事項の内容】 ……（別記）「指摘事項の内容」のとおり

○ 注意事項（23件）の内訳

区 分	件数	事 由
支 出	3	支払い手続の誤り、通勤手当の支給誤り 等
契 約	12	契約に定める書類の未受理、契約手続の不備 等
補助金	2	助成要件の未確認、事務手続の不適正 等
その他	6	財務諸表の記載不備、会計帳簿の未整備 等
合 計	23	

(別記) 指摘事項の内容

内	容												
<p>【収入事務】</p> <p>1 鳥取県産業技術センター開放機器等の利用許可等について</p> <ul style="list-style-type: none">・団体名：地方独立行政法人鳥取県産業技術センター <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"><ul style="list-style-type: none">・財政支援の種別：出資・補助金等・所管課：商工労働部産業未来創造課</div>													
<p>使用料減免申請書を受理しないまま使用料を減免しているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none">・概要：使用料の減免については、利用申込書にあわせて使用料減免申請書を提出し、その承認を受けなければならないことになっているが、「小規模事業者登録を受けている事業者」や「新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている事業者」であることを把握している利用者については、使用料減免申請書を受理しないまま使用料を減免しているものがあつた。 <p>なお、使用料減免申請書については、令和3年4月1日規則改正し、利用申込書の様式の中に「使用料減免届」の記載欄を設け、様式を廃止している。</p>													
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>利用申請</th><th>うち減免</th><th>うち減免申請書未受理</th></tr></thead><tbody><tr><td>件数</td><td style="text-align: center;">4,128 件</td><td style="text-align: center;">974 件</td><td style="text-align: center;">66 件</td></tr><tr><td>金額</td><td style="text-align: center;">22,255,700 円</td><td style="text-align: center;">2,082,700 円</td><td style="text-align: center;">240,000 円</td></tr></tbody></table>		区分	利用申請	うち減免	うち減免申請書未受理	件数	4,128 件	974 件	66 件	金額	22,255,700 円	2,082,700 円	240,000 円
区分	利用申請	うち減免	うち減免申請書未受理										
件数	4,128 件	974 件	66 件										
金額	22,255,700 円	2,082,700 円	240,000 円										
<ul style="list-style-type: none">・不適正の原因：団体の担当者及び上司の規則の認識不足・指摘の考え方：使用料減免手続が著しく不適正であるもの													

4 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の2項目について、監査委員の意見として提出する。

1 財務会計規程の遵守体制について

生活環境部（所管課：くらしの安心局住まいまちづくり課）

商工労働部（所管課：産業未来創造課）

農林水産部（所管課：農業振興監経営支援課、森林・林業振興局林政企画課）

・監査対象：鳥取県住宅供給公社（出資、補助金等）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県造林公社（出資、補助金等）

出資団体の中には、契約の手續や会計その他財務に関する事務手續について、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）や鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）等（以下「会計規則等」という。）を準用して行っているところがあるが、その会計規則等に準じている契約事務等について、不適正な事例が見受けられた。

その要因として、会計規則等に係る事務処理要領等の改正情報の提供が的確に行われていないことや理解不足などが考えられ、出資団体への適時の情報提供や出資団体職員の会計規則等に対する習熟も求められるところである。

このため、平成20年度決算に係る財政的援助団体等監査においても、「会計規則等を準用している出資団体について、会計規則等の習熟を深める機会を確保するとともに、会計規則等の改正等の情報をこれらの団体にも提供するなど、所管課と団体が連携を密にして情報の交換を行い、団体の業務の実態に合わせた財務会計事務が適正に行われるように配慮されたい。」とした監査意見を申し述べたところであるが、近年、こうした対応が不十分であることから、不適切な事務が散見されるところである。

については、改めて所管する出資団体との連携を密にし、習熟を深める機会の確保や必要な執務情報の提供を適宜行い、財務会計事務が適正に行われるよう配慮されたい。

なお、令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の対象としなかった出資団体においても財務会計事務が適正に行われるよう、各所管課で改めて点検するとともに、同様の配慮を継続されたい。

また、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）でも会計規則等に準じて財務会計事務を執行しているところであるが、センターの会計規程には会計規則等に準じるとする旨の明文の規定がなく、職員の認識が十分でないことに起因する不適正な事務処理も散見されるところである。

については、センターの会計規程に定めのない事項については、県会計規則等を準用することを明文化すること等により、財務事務の適正な実施を図られるよう検討されたい。

2 公益財団法人鳥取県造林公社における経営改革プランの進捗管理と見直しについて

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・監査対象：公益財団法人鳥取県造林公社（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」という。）は、森林資源の造成並びに水資源のかん養を図り、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与することを目的に事業に取り組んできた。しかし、昭和 50 年代後半からの木材価格の大幅な下落による影響を受けたため、経営見直し等により改善を図ってきた。

また、平成 24 年には外部委員からなる「財団法人鳥取県造林公社経営検討委員会」からの「経営改善を進めながら公社として存続させる」との提言を受け、平成 25 年 2 月に令和 66 年度を最終事業年度とする「鳥取県造林公社経営改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定した。

プランでは、10年 1 期とする事業期間を設定し、現在は、「鳥取県造林公社第 1 期経営改善計画」（H25～R4）の実施に努め、第 2 期（R5～R14）には、単年度での黒字化を目標としている。

しかしながら、平成 25 年度から 29 年度までは面積、材積、販売収入のいずれも計画を上回る実績があったものの、平成 30 年度以降については、自然災害や利用間伐地の立地条件、労働力不足等と、加えて令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の影響からの木材需要の減少、出荷先の受入れ制限などで計画の下振れが生じている。更には、間伐等に係る労働力の不足は今後も見込まれ、計画どおりの進捗が図られるか懸念するところもある。

については、これからのプランの見直しや、第 2 期経営改善計画の策定に当たっては、第 1 期計画の分析や検証を十分に行うとともに、航空レーザ計測等を活用した資産の的確な把握にも努められ、実態に即したものとなるよう検討されたい。

また、これらの内容について、広く県民理解が得られるよう分かりやすく丁寧な広報に努められたい。

(参考)

令和2年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			本監査 実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	智頭急行(株)	○		○	R3.10.21	地域づくり推進部 中山間・地域交通局地域交通政策課
2	(社福) フォイボス			○	R3.10.25	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
3	鳥取県住宅供給公社	○		○	R3.10.28	生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課
4	(公財) 鳥取県天神川流域下水道公社	○	○		R3.7.6	生活環境部 暮らしの安心局水環境保全課
5	(地独) 鳥取県産業技術センター	○		○	R3.10.21	商工労働部 産業未来創造課
6	境港貿易振興会			○	R3.10.19	商工労働部 通商物流課
7	(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構	○		○	R3.10.28	農林水産部 農業振興監経営支援課
8	(公財) 鳥取県造林公社	○		○	R3.11.2	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
9	智頭町木材協会			○	R3.10.1	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所

※ 「団体名」の(株)は株式会社を、(社福)は社会福祉法人を、(公財)は公益財団法人を、(地独)は地方独立行政法人を表している。